

合 格 者 各 位

兵庫県教育委員会事務局教職員課

採用に際して必要な書類提出等について

1 採用について

採用候補者名簿登載者への採用に関する連絡は、採用予定の市町教育委員会からの面接連絡をもって、令和3年1月下旬以降に順次行いますが、**採用に際して必要な以下の書類等を予め準備**しておいてください。

なお、下記文章中の□で囲んでいる様式類等は、兵庫県教育委員会教職員課のホームページに掲載していますので、プリントアウト（(5)履歴書はダウンロード）の上、使用してください。

※教職員課ホームページアドレス⇒<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/index.html>

- (1) **健康診断票** 指定用紙により、令和3年1月以降に受診したものに限り、また健康診断表裏面の注意事項を確認のうえ受診してください。

(2) 教員免許状

- ① 既に取得している者 兵庫県教育委員会発行の免許状の場合

- ・教員免許状の原本及び写し
- ・更新講習修了確認証明書の写し（該当者のみ）

兵庫県教育委員会発行以外の免許状の場合

- ・教員免許状の原本及び写し
- ・教員免許状授与証明書

（詳しくは、免許状を発行した都道府県教育委員会へお問い合わせください。なお、証明書は令和3年1月以降に発行されたものに限り、）

- ・更新講習修了確認証明書の写し（該当者のみ）

- ② 申請中の者（後日、教員免許状の写しの提出が必要となります。）

ア 大学での一括申請者 大学が一括申請している旨の証明書

イ 個人申請者 教員免許状授与予定証明書（免許申請していることが前提）

※ 兵庫県教育委員会の場合、授与予定証明書の発行には、**授与予定証明書発行願**が提出された後、原則として7～10日（閉庁日を除く）を要しますので、できる限り早い時期に、教員免許状授与予定証明書発行の手続きを行ってください。（証明書の発行量が著しく増加する時期は、証明書の発行に上記以上の期間がかかる場合があります。）

※ 採用に関する市町教育委員会での面接までに授与予定証明書の発行が間に合わない場合は、事前に当該の市町教育

委員会に対し、そのことをご相談ください。

- (3) 本籍・国籍のわかる住民票記載事項証明書（マイナンバー（個人番号）が記載されていないもの）

※令和3年1月以降の証明のものに限ります。

- (4) 卒業証明書（修士号または博士号を有する者は、それらが確認できるものをあわせて提出してください。写しは不可。）

- (5) **履歴書**

教職員課のホームページからExcelファイルをダウンロードし、「**履歴書作成上の注意**」を参照のうえ、データを作成してください。作成データのうち、履歴書（「学歴・免許等」及び「任免賞罰其他事項」の2つのシート）をプリントアウトし、作成データを保存したUSBメモリとあわせて面接が実施される市町組合教育委員会へ提出してください。

- (6) **在職証明書**または履歴証明書（「**履歴書作成上の注意**」を参照してください。）

※ 在職証明書の発行を教育事務所に依頼する場合、年度末には申請が集中し、発行までに相当の期間を要しますので、令和3年1月以降、事前に電話にて当該の教育事務所へ連絡の上、申請の手続きを速やかに行ってください。

※ 改姓により、提出書類に姓が複数ある場合は、改姓が確認できる公的な書類（戸籍抄本等）を提出してください。

※ 履歴証明書は、特に様式を定めていないため、各証明者の様式で結構です。

2 **近親者等報告書**について

兵庫県内の市町組合立学校に近親者（3親等以内）が在職している場合は、**近親者等報告書**にて報告してください。

3 **外国籍報告書**について

日本国籍を有しない方を兵庫県の公立学校教員に採用する場合、あらかじめ教員採用候補者選考試験実施要項で示したとおり期限を附さない常勤の講師として任用しております。

日本国籍を有しない方については、**外国籍報告書**にて報告してください。

◎ 上記2及び3の提出及び照会先等

〒650-8567（この郵便番号を使うと住所の記載は不要です）

兵庫県教育委員会事務局教職員課人事班（市町立学校担当）

TEL 078-341-7711 内線5658 提出期間：令和2年11月末日まで

4 その他

- (1) 合格した区分・教科以外への採用

小学校及び中学校の教諭数は、児童・生徒数により決定されるため、児童・生徒数が著しく変動した場合には、採用数に影響することがあります。

その場合、合格した区分・教科以外への採用をお願いする場合があります。

(2) 採用地域について

選考試験時に提出いただいた希望勤務地域については、配置にあたっての参考としますが、諸事情により希望した地域以外の市町へ採用される場合もあります。

もし、当該市町での採用を辞退された場合は、条件付合格者を順次採用することとなり、合格者であっても、年度当初からの採用または採用そのものが困難となる場合がありますので、あらかじめご承知ください。

なお、小学校合格者で、結果通知書に“合格(〇〇地域)”と記載している方は、当該地域で原則 10 年以上勤務することを条件とし、当該地域の市町組合立小学校での採用となります。

(3) 条件付採用期間について

公務員の採用は、すべて「条件付」となり（地方公務員法第 22 条第 1 項）、教員に係る条件付採用期間は 1 年（養護教諭、栄養教諭は 6 ヶ月）となっています。（教育公務員特例法第 12 条）この間、その職務を良好な成績で遂行したときに「正式採用」となります。

5 自己研修について

次の URL で兵庫県の教育に関する参考資料を見ることができます。採用前の自己研修のための資料として活用してください。

- ・指導の重点 (<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kikaku-bo/juten/index.html>)
- ・あなたの県政『ひょうご EYE』 (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ac02/hyogoeye.html>)
- ・ひょうご教育創造プラン (<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kikaku-bo/kihonkeikaku/index2.html>)
- ・その他、「教職員のための教育総合サイト」 (<http://www.hyogo-c.ed.jp/~chousa/>) 及び「授業準備のための資料等提供サイト」 (<http://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/jyugyou.html>) に、県教育委員会が作成した各種の資料を掲載しています。

6 泳力の証明について ※小学校に採用された方のみ

出願時に自己申告した泳力について、できる限り学校における水泳指導が始まるまでに所属学校長に確認してもらってください。

なお、出願時に 25m 以上泳げなかった方は、令和 3 年 7 月 1 日までに泳げるようにしてください。（ただし、特別な配慮を要する方は除く。）

泳力の確認後、学校長が責任を持って市町教育委員会に報告します。報告の様式については、別途学校長あて送付します。

※問い合わせ先

採用に関すること	兵庫県教育委員会事務局教職員課人事班（市町立学校担当） TEL 078-341-7711（内線 5658）
免許に関すること	兵庫県教育委員会事務局教職員課管理・免許班 TEL 078-341-7711（内線 5622）